

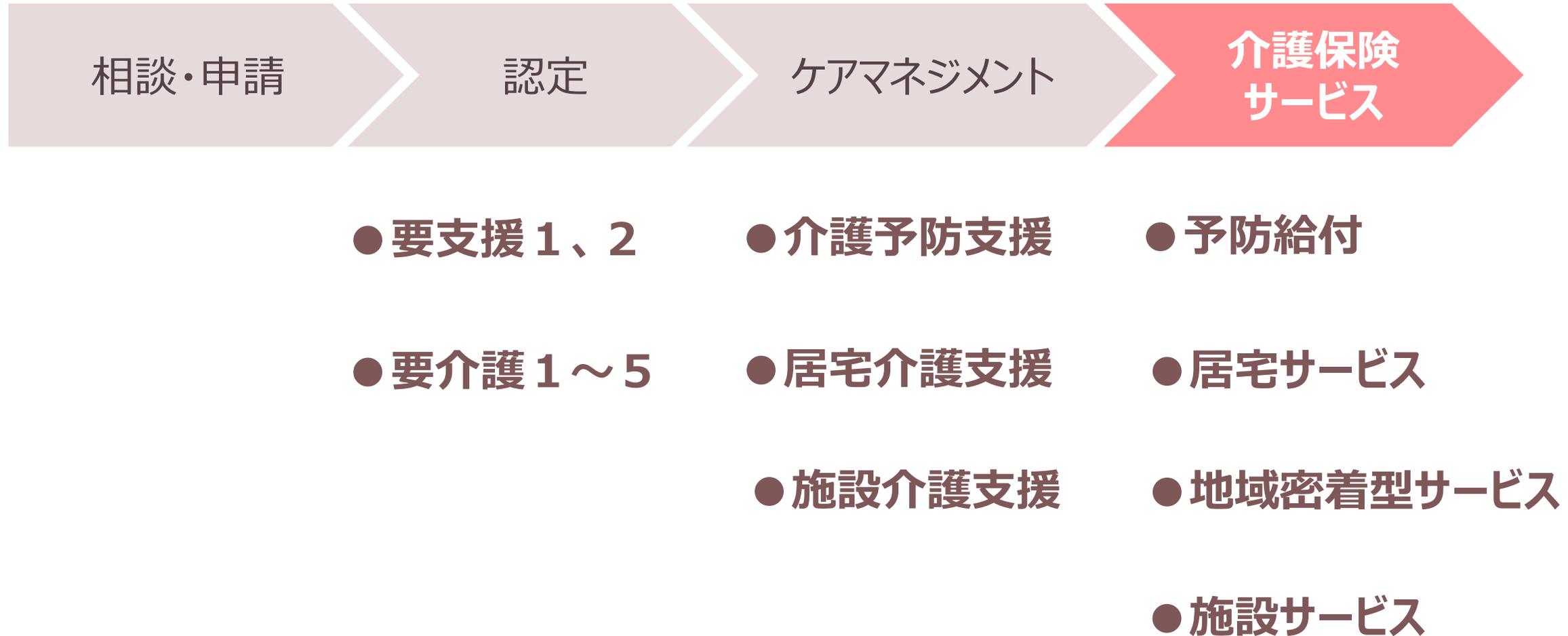


ズルい！合格法 ケアマネ チャンネル

居宅サービス

一問一答

サービスを受けるまでのおおまかな流れ



居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

通所サービス

- 通所介護
- 通所リハビリテーション

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

その他

- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 特定施設入居者生活介護

Q1

居宅サービスの一つ

短期入所療養介護計画は、既に
居宅サービス計画が作成されている
場合は、当該計画の内容に沿って
作成しなければならない。

サービスを受けるまで



● 要介護 1～5

● 居宅介護支援

● 予防給付



● 居宅サービス

● 地域密着型サービス

居宅サービス計画

● 施設サービス

サービスを受けるまで

相談・申請

認定

ケアマネジメント

介護保険
サービス

● 要介護 1～5

● 居宅介護支援

● 居宅サービス

基本は家！



(例) 短期入所療養介護



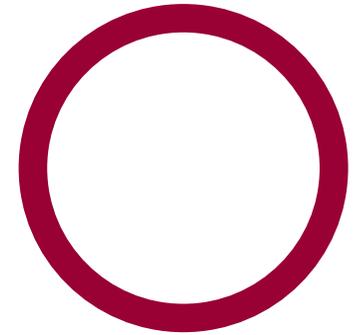
居宅サービス計画

短期入所療養介護計画

Q1

居宅サービスの一つ

短期入所療養介護計画は、既に
居宅サービス計画が作成されている
場合は、当該計画の内容に沿って
作成しなければならない。

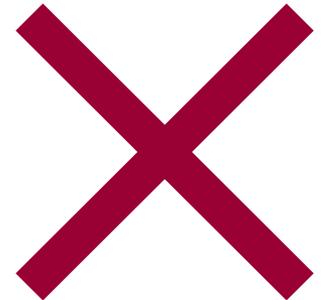


Q2

介護保険における訪問介護について
居宅サービス計画にないサービスでも、
利用者の要望があった場合には、
訪問介護員は直ちに提供しなければならない。

Q2

介護保険における訪問介護について
居宅サービス計画にないサービスでも、
利用者の要望があった場合には、
訪問介護員は直ちに提供しなければならない。
提供できない

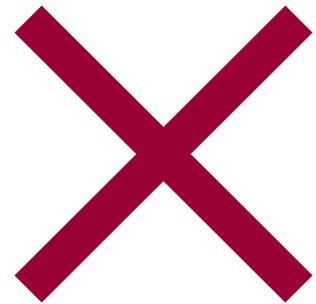


Q3

指定訪問介護事業者は、利用申込者の要介護度が重いことを理由として、サービスの提供を拒むことができる。

Q3

指定訪問介護事業者は、利用申込者の要介護度が重いことを理由として、サービスの提供を拒むことが~~できる~~。**できない**



正当な理由なく
サービス提供を
拒んではならない



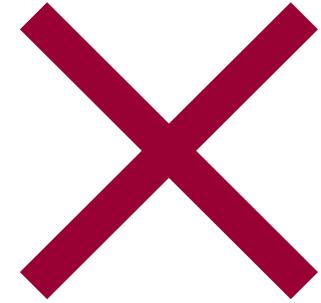
- ① 人員不足
- ② 実施地域外である
- ③ 適切なサービスを提供できない

Q4

指定訪問介護事業者は、
要介護認定の申請の援助はできない。

Q4

指定訪問介護事業者は、
要介護認定の申請の援助は**できない**。



代理申請は行わない

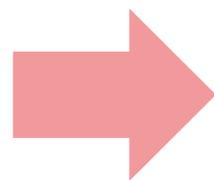
Q5

事業者は、利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業に協力するよう努めなければならない。

Q5

市町村（介護サービス相談員）や
国民健康保険団体連合会が受付し
指導または助言を行う

事業者は、利用者からの苦情に関して
市町村等が派遣する者が相談及び援助
を行う事業に協力するよう努めなければ
ならない。



必要な**改善**を行う

Q6

短期入所生活介護について

短期入所生活介護計画の記録は、

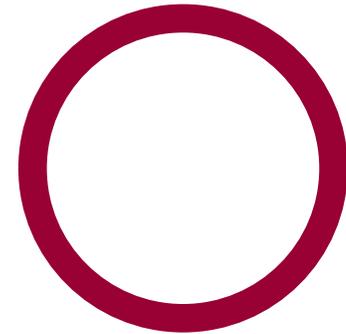
その完結の日から2年間保存しなければならない。

Q6

短期入所生活介護について

短期入所生活介護計画の記録は、

その完結の日から2年間保存しなければならない。



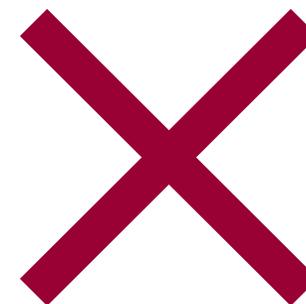
Q7

従業者は身分を証する書類を携行
していれば、初回訪問時に提示する
必要はない。

Q7

訪問系サービス

従業者は身分を証する書類を携行
していれば、初回訪問時に提示する
~~必要はない。~~



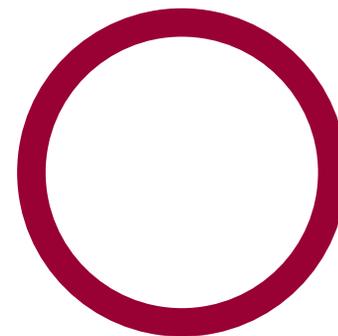
初回訪問時と
利用者・家族から求められたときは提示する

Q8

事業者は、従業者であった者が正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

Q8

事業者は、従業者であった者が正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。



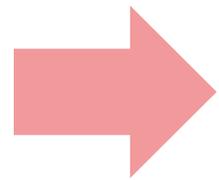
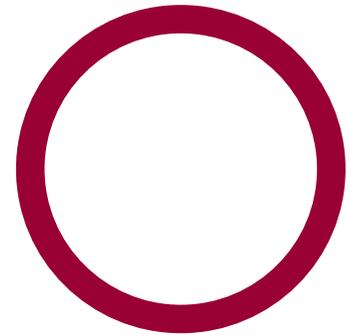
Q9

利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束が認められている。

Q9

これ以外は認められていない

利用者等の生命または身体を保護
するため、緊急やむを得ない場合に
身体的拘束が認められている。



様子、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する